

茨城町住宅リフォーム資金助成事業 必要書類

申請時に必要な書類

- (1) 住宅リフォーム資金助成交付申請書兼町税納付状況調査・確認同意書（様式第1号）
- (2) 建物の所有者を含む世帯全員の住民票一役場町民課・1番窓口。世帯主及び同一世帯者が取得できます。
- (3) 家屋の固定資産評価額証明書一役場税務課・5番窓口。所有者以外が取得する場合は委任状が必要です。共有名義の場合、代表者及び所有者が取得できます。
- (4) 工事の見積書の写しー「〇〇工事一式」は10万円以下の場合のみ使用できます。10万円を越える場合には明細を記載してください。
- (5) 工事の図面及び仕様書（カタログ等）の写しー図面は、家の平面図又は立面図（外壁塗装等の外回りの工事の場合、工事する面全てが必要）を用意し、工事個所に着色してください。仕様書は、施工する材料（一例として浴槽、塗料等）のカタログを用意してください。
- (6) 契約書の写しー作成していない場合は、施工業者の請書（様式は任意）。
- (7) 工事する箇所全ての工事施工前の写真ー写真1枚に収まらない場合、工事の図面と写真に番号を振り、工事個所がわかるようにしてください。
- (8) その他町長が必要と認める書類



*町から住宅リフォーム資金助成認定通知書が送付された後に工事を開始し、当該年度の2月末日までに工事を完了する。



完了後に必要な書類

- (1) 住宅リフォーム資金助成完了報告書（様式第4号）
- (2) 工事した箇所全ての工事施工中・施工後の写真
- (3) 工事の領収書の写し（申請時の金額と同額とする）
- (4) その他町長が必要と認める書類

【問合せ先】

茨城町 都市整備課 住宅・営繕グループ

代表 292-1111（内線）152、153

直通 240-7116

Fax 292-6759